豊後高田市農業委員会告示第１４号

別紙４様式第３号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 22 条の２第２項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について２分の１以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 22 条の３の規定により、大分県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和８年１０月２日

豊後高田市農業委員会　会長　河　野　利　治

記

１　共有者不明農用地等の所在等（豊後高田市）

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃借	借賃の相手方	方法
草地字市ノ坪 5404-2	田	456	使用貸借権	田	R9.3.1	10 年	0 円	大分県農業農村振興公社	
草地字市ノ坪 5412-2	田	1,000	使用貸借権	田	R9.3.1	10 年	0 円	大分県農業農村振興公社	
草地字市ノ坪 5432	田	746	使用貸借権	田	R9.3.1	10 年	0 円	大分県農業農村振興公社	

２　この公示は、１の共有者不明農用地等について２分の１以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

３　当該共有者不明農用地等について、１及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

４　当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して２か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は３に掲げる事項について異議を述べることができる。

（１）申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

（２）当該農用地等の所在、地番、地目、面積

（３）当該申出の趣旨

5　不確知共有者がこの公示があった日から起算して２か月以内に異議を述べなかった場合には、法第 22 条の４の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6　当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の３第１項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

（１）機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものである。

（２）機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

（３）事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

（４）機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

（５）機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

※　６については、農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第３項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、（２）～（５）については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が 15 年以上である場合にのみ記載すること

（備考）

１　共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

２　農用地利用集積等促進計画を添付してください。

３　公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。